

築上町空き家成約奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内の空き家の有効活用と空き家バンク制度の促進を図るため、築上町空き家バンクに登録された空き家の売買若しくは、賃貸借を契約をする場合において、当該空き家の提供者に対し、予算の範囲内で、空き家成約奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することについて、築上町補助金等交付規則（平成18年築上町規則第39号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 築上町空き家バンク事業実施要綱（平成25年築上町告示第22号）第4条により築上町空き家バンク（以下「空き家バンク」という。）に登録している空き家をいう。
- (2) 所有者等 築上町空き家バンク事業実施要綱第4条により空き家バンクに物件登録が完了した物件登録希望者をいう。
- (3) 利用希望者 築上町空き家バンク事業実施要綱第8条により利用希望者登録をした者をいう。

(交付対象者)

第3条 奨励金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、奨励金の交付を申請した日において、次に掲げる要件を全て満たす者とする。ただし、同一の空き家に対して過去に当該奨励金の交付を受けた者は除く。

- (1) 所有者等であること。
- (2) 所有者等と利用希望者との間で空き家の売買契約又は賃貸借契約を行っていること。
- (3) 所有者等と利用希望者が3親等内の親族でないこと。

(奨励金額)

第4条 奨励金の額は、5万円とする。

(交付の申請)

第5条 この奨励金を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、空き家成約奨励金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 町長は、前条の申請書の提出を受けたときには、速やかに審査し、交付すると決定したときは、空き家成約奨励金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(奨励金の請求)

第7条 申請者は、奨励金の交付決定を受けたときは、空き家成約奨励金交付請求書（様式第4号）を町長に提出するものとする。

(奨励金の交付)

第8条 町長は、前条の奨励金の請求を受けたときは、速やかに奨励金を交付するものとする。

(奨励金の返還等)

第9条 町長は、奨励金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した奨励金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 賃貸借契約に基づき空き家に入居した者が、当該入居の日から5年を経過する前に契約解除等により退去した場合において、退去後、当該空き家を速やかに空き家バンクへ再登録しないとき。

(2) 奨励金の交付申請時に提出した書類に偽りその他不正があったとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月18日から施行する。

様式第1号 (第5条関係)

空き家成約奨励金交付申請書

年 月 日

築上町長 様

申請者

住 所

氏 名

電話番号

印

年度において、築上町空き家成約奨励金 円を交付されるよう、築上町空き家成約奨励金交付要綱第5条の規定により、申請します。

記

- 1 空き家の所在地 築上町大字
- 2 売却又は賃貸借の契約年月日 年 月 日
- 3 添付書類
 - ① 売買契約書又は賃貸借契約書の写し
 - ② 誓約書
 - ③ その他町長が認める書類

様式第2号 (第5条関係)

誓約書

私は、次のいずれかに該当することになったときは、返還命令に従い、既に交付を受けた奨励金を返還します。

(1) 賃貸借契約に基づき空き家を借り受けている者がその入居した日から5年を経過する前に契約解除等により退去した場合において、退去後、当該空き家を速やかに空き家バンクへ再登録しないとき。

(2) 奨励金の交付申請時に提出した書類に偽りその他不正があったとき。

年 月 日

住 所

氏 名

電話番号

印

様式第3号 (第6条関係)

空き家成約奨励金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

築上町長



年 月 日付で申請のあった空き家成約奨励金の交付については、築上町空き家成約奨励金交付要綱第6条の規定により、次のとおり条件を付して決定したので通知します。

1 奨励金交付決定額 金 _____ 円

2 奨励金交付要件

奨励金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、すでに交付した奨励金の全部又は一部を返還させることがあります。

(1) 賃貸借契約に基づき空き家を借り受けている者がその入居した日から5年を経過する前に契約解除等により退去した場合において、退去後、当該空き家を速やかに空き家バンクへ再登録しないとき。

(2) 奨励金の交付申請時に提出した書類に偽りその他不正があったとき。

様式第4号 (第7条関係)

空き家成約奨励金交付請求書

年 月 日

築上町長 様

住所
氏名 ㊞

年 月 日付 第 号により交付決定通知のあった 年度築上町空き家成約奨励金として、下記金額を交付されるよう築上町空き家成約奨励金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額 _____ 円

但し、平成 年度築上町空き家成約奨励金として

支払方法	振 込 ・ 窓 口		
振 込 先	銀行	支店	預金種別
	金庫	支店	普 通 ・ 当 座
	農協	支店	口 座 番 号
口座名義人	(フリガナ)		
	(漢 字)		